

児童手当・特例給付の現況届の提出について

いま、「児童手当・特例給付」を受けている人には、6月初めに「児童手当・特例給付現況届」をお送りします。必ずしめきり日までに提出してください。この届は、児童手当を引き続き受けることができるかどうかを確認するためのものです。この届を出さないと、6月分からの手当が受けられなくなりますので注意してください。

【提出期限（しめきり日）】

6月29日（金）まで

【届に必要なもの】

手当を受けている人が厚生年金などの被用者年金に加入しているときは、健康保険被保険者証の写しまたは年金加入証明書

【提出する場所】

こども保健福祉課（総合会館3階）、各地区市民センター（中部を除く）、市民窓口サービスセンター（近鉄四日市駅高架下）

問い合わせ：こども保健福祉課（☎059-354-8083）